

令和2年度授業料免除申請要項

高知工業高等専門学校

I 授業料免除申請について

令和2年度の授業料免除について

令和2年度の授業料免除は、次の区分A～Cの通り実施します。昨年度までと制度が大きく変更されていますので、授業料免除を希望する学生は、本要項を熟読し手続きを行ってください。

A 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免【対象：4、5年生及び専攻科生】

令和2年4月から、高等教育の修学支援新制度がスタートします。認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、**授業料等減免**と**給付奨学金**による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、授業料等減免と給付型奨学金それぞれに、本人からの申請が必要です。

◆認定要件：

- a. 国籍・在留資格等に関する要件
 - － 日本国籍を有する者、法定特別永住者等
- b. 大学等に進学するまでの期間等に関する要件
 - － 高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等（4年次進級含む）に入学した日までの期間が2年を経過していない者等
- c. 学業成績等に関する基準

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・ GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

- d. 家計の経済状況に関する基準

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

◆給付奨学金の申請手続きについて

区分Aによる授業料等の減免を申請する学生は、必ず給付奨学金の申請手続きもしてください。ただし、以下に該当する方は、既に手続き済みですので、授業料免除の申請のみ行ってください。

- ▶ 4年生で、日本学生支援機構の給付奨学金の採用候補者に決定している
- ▶ 5年生・専攻科2年生で、昨年11月に日本学生支援機構の給付奨学金の在学予約採用に申請をした

B 経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除【対象：5年生以上】

経済的理由によって授業料の納付が困難^{※1}であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者で以下のいずれかに該当する学生

- (1) 新制度による授業料等の減免の対象外となる学生
※区分Aの認定要件のa・bを満たさない学生のみ
- (2) 新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生
※区分Aの手続きと併せて手続きが必要

C 国立高等専門学校機構における授業料免除申請を行える者

(1) 災害等の特別な事情による場合【対象：4年生以上】

次の①又は②に該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) 授業料免除における特別措置による場合【対象：1～3年生（③のみ4年生以上）】

次の①～④に該当する事情があり、かつ経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると認められる者

- ① 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、授業料の各期の納期期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない3年生以下の者であり、かつ学業優秀と認められる者
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生以外の者で、授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ④ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない者で、かつ学業優秀と認められる者

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位数が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

その他

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

Ⅱ 提出書類

1. 全員が提出するもの（該当する区分のものを作成し提出してください）

区分	提出様式
A	（A様式1）大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 ※1～2ページのみ両面印刷したものを使用してください。 ※5年生以上はこの申請書で B(2) との併願が可能です。併願を希望する場合は、裏面の国立高専機構における授業料免除制度への申請希望を「あり」で回答してください。
B(1) C(1)	（様式1-1）授業料免除申請書
C(2)	（様式1-2）授業料免除申請書（特別措置）
旧給付奨学金を 継続される方	（様式1-3）授業料免除申請書（給付奨学生）

<提出方法>

令和2年5月8日（金）必着にて郵送してください。

（封筒の表に「授業料免除申請書類在中」と朱書きすること）

郵送後は、必ず以下のとおりメールを学生課修学支援係宛（gakuseikk@jm.kochi-ct.ac.jp）に送信してください。

- | |
|-------------------------|
| ・ 件名 授業料免除申請書類郵送報告 |
| ・ 本文 所属クラス：（N4・T5等） |
| 氏 名： |
| 給付奨学金にこれから申請する：（はい・いいえ） |

2. **B**・**C**の区分の申請者が提出するもの（区分**A**のみの申請者以外全員）

必要書類を確認のうえ、前期・後期それぞれの受付期間中に学生課修学支援係へ提出してください。

<受付期間>

前期：令和2年 6月8日（月）～ 6月15日（月）

後期：令和2年10月1日（木）～10月 9日（金）

3. 書類提出についての注意事項

- （1）提出書類はボールペン等（消せるものは不可）で丁寧に記入してください。
- （2）不備がある場合は受付できません。期限までに全ての書類を不備なく提出できるよう、早めに準備してください。

【郵送・問い合わせ先】

〒783-8508

高知県南国市物部乙200番1

高知工業高等専門学校 学生課修学支援係

TEL 088-864-5625

088-864-5626